## 令和3年度決算 地方消費税交付金(社会保障財源分)の使い道について

地方消費税交付金のうち社会保障財源分は、平成26年4月1日以降の消費税率引上げに よる増収分で、下表の社会保障政策に要する経費に充てています。

(表示単位未満四捨五入)

区 分	主な事業内容	事 業 費 (千円)	一般財源 (千円)	充 当 額 (千円)
3 款 1 項 社会福祉費	介護保険特別会計繰出事業、 後期高齢者医療広域連合負担金	9, 647, 245	6, 213, 228	1, 134, 704
3 款 2 項 児童福祉費	私立保育園等育成事業、 児童手当支給事業	11, 345, 321	2, 544, 822	464, 753
3 款 3 項 生活保護等費	生活保護事業、 民生委員活動事業	2, 042, 191	448, 620	81, 930
4 款 1 項 保健衛生費	市民病院事業会計繰出事業、 予防接種事業	4, 384, 607	3, 128, 470	571, 344
計		27, 419, 364	12, 335, 140	2, 252, 731